

雪寒対応出陣式と立ち往生車両移動訓練を実施します

12月に入り各地で雪が降り始める季節となりました。
南国の大隅地方では、雪による交通障害が発生するような事はめったにありませんが、大隅地方でも数年に一度、交通障害が発生する大雪となる場合があるため、事前に十分に備えておく必要があります。

こうした観点から、路面凍結防止や除雪作業を行う職員及び各企業の意識高揚を図るため、雪寒対応出陣式を今年度はじめて開催することとしました。

併せて、大雪や路面凍結により路上で車両が立ち往生して通行の支障となった状況を想定し、災害対策基本法に基づいた車両移動訓練を実施します。

また、これを機に、道路利用者の皆様にもタイヤチューンを携行していただき、雪道の安全な通行に心がけていただけるよう、情報発信致します。

記

実施日時:令和2年12月17日(木) 14時00分 ~ 15時00分頃

実施場所:鹿屋国道維持出張所 駐車場 (会場位置:別紙-1)

概要:雪寒対応出陣式・立ち往生車両移動訓練 概要(別紙-2)

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

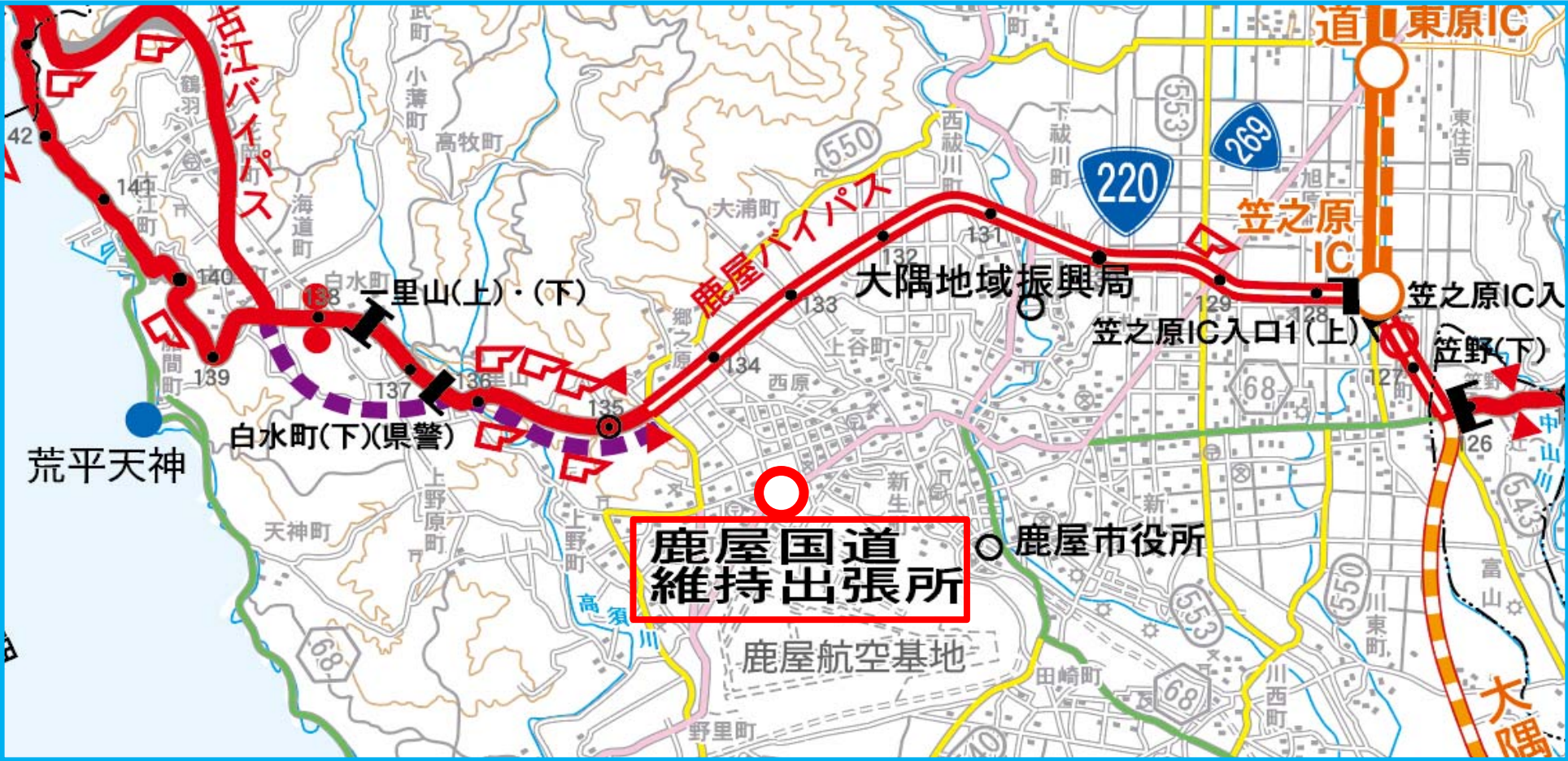
電話 : 0994-65-2541 (代表)

総括地域防災調整官 工藤 浩一郎 (内線206)

道路管理課長 高木 賢史 (内線431)

雪寒対応出陣式・立ち往生車両移動訓練 会場位置図

別紙-1



大隅河川国道事務所

雪寒対応出陣式・立ち往生車両移動訓練 概要

日 時 : 令和元年12月17日(木) 14:00～15:00
場 所 : 大隅河川国道事務所 鹿屋国道維持出張所 駐車場(別紙1参照)
参加機関 : 大隅河川国道事務所・鹿屋国道維持出張所・垂水国道維持出張所・
道路維持工事受託会社

雪寒対応出陣式(14:00～15:00)

1. 開会の挨拶(大隅河川国道事務所 総括地域防災調整官)
2. 除雪作業の安全宣言(受託会社代表)
3. 災害対策基本法に基づく車両の移動訓練
 - 1) 災害対策基本法に関する説明(大隅河川国道事務所道路管理課)
 - 2) 災害対策基本法に基づく道路区間の指定(机上訓練)
 - 3) 立ち往生車両の移動訓練
立ち往生した車両(運転者有り)をホイールローダーで牽引
4. 除雪作業訓練
 - 1) ホイールローダーによる除雪
 - 2) 除雪車後の凍結防止剤散布



お出かけ前に道路状況をチェック

道路情報配信中!

鹿児島県道路通行規制情報

鹿児島県では、県内の主要道路における通行止めなどの通行規制の状況や予定を地図上で閲覧できるサイト「鹿児島県道路通行規制」を公開しています。



上のQRコードまたは下記URLから

<https://www2.pref.kagoshima.jp/dourokisei/index>

大隅河川国道事務所ライブカメラ

大隅河川国道事務所では、国道220号・東九州自動車道の各所に設置したカメラの画像を公開しています。現在の道路の状況を確認することができます。



上のQRコードまたは下記URLから

<http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/>

スマホでQRコードをカメラで映すとページが開きます。電話で交通規制状況を確認される際は、以下の窓口へお問い合わせください。

■道路に関する情報

道路交通情報センター

全国共通 050-3369-6666
鹿児島情報 050-3369-6646 携帯短縮 #8011

■国道220・224号・東九州自動車道に関する情報 (NEXCO管理区間を除く)

大隅国道国道事務所 0994-65-2541

■高速道路に関する情報

NEXCO西日本

iHighway <http://ihighway.jp>
お客様センター 0120-924-863

■県管理国道・県道に関する情報

鹿児島県 099-286-3568

警察からのお願い

「前照灯（ハイビームが原則）」「早めの方向指示器」「反射材の着用」が動きを伝え、存在を知らせ、人の命を守る事に繋がります。

道路の異常・危険を
見つけたらご一報下さい。

道路緊急ダイヤル

#9910

雪道の常識!!

冬用タイヤ・タイヤチェーン

- 雪道では、少々の雪でも冬用タイヤ・タイヤチェーンを装着せず運転するのは大変危険です。
- 鹿児島県内でも積雪・路面凍結などによる交通障害やスリップ事故が発生しています。
- 他の運転者への迷惑とならないよう、早めの冬用タイヤ・タイヤチェーンの準備・装着をお願いします。



国道10号霧島市
亀割峠での雪対応

積雪時の不要不急の
外出はひかえましょう



スタッドレス
スノータイヤ

全輪装着でOK!



タイヤ
チェーン

駆動輪装着でOK!



ノーマル
タイヤ

NG! 責任はあなたに



鹿児島県道路交通法施行細則第12条

(4) 積雪又は凍結して滑るおそれのある道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又はスノータイヤを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

国土交通省

大隅河川国道事務所

鹿児島

県

警察